



# 宮 崎 県 公 報

平成21年7月16日 (木曜日) 第 2100 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… ( ) 2	
○公有水面埋立ての免許…………… (港湾課) 2	
<b>公 告</b>	
○農地保有合理化事業規程の変更の承認 (2件) (地域農業推進課) 3	
○農地保有合理化事業規程の廃止の承認…………… (地域農業推進課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 3	
○県営土地改良事業計画の策定…………… ( ) 4	
○県営土地改良事業計画の変更…………… ( ) 4	
<b>人事委員会規則</b>	
○給料等の支給に関する規則等の一部を改正する 等の規則…………… 4	
<b>教育委員会規則</b>	
○県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関 する規則の一部を改正する規則…………… 6	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員等の検定の実施について…………… 7	

## 告 示

### 宮崎県告示第 537号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
是則 和良 (やわらぎ接骨院)	東臼杵郡門川町南町4丁目 131-1	平成21年4月1日
泉 久美子 (とほく整骨院 いずみ)	都城市都北町1098-6	平成21年5月1日
福留 勝次 (自立援助協会 都城事業所)	都城市今町7578	平成21年5月1日
木村 彰悟 (自立援助協会 都城事業所)	都城市今町7578	平成21年5月1日
千代森 靖文 (自立援助協会 都城事業所)	都城市今町7578	平成21年5月1日

### 宮崎県告示第 538号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
井 上 龍 二	串間市民病院	串間市	内科	平成21年7月1日
庄 野 信	県立延岡病院	延岡市	循環器科	平成21年7月1日
有 馬 榮 徳	みまた病院	三股町	内科	平成21年7月1日
宮 原 一 彦	みまた病院	三股町	内科	平成21年7月1日
水 永 康 成	みまた病院	三股町	内科	平成21年7月1日
後 藤 隆 史	宮崎大学医学部附属病院	清武町	耳鼻咽喉科	平成21年7月1日

### 宮崎県告示第 539号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
21年-20	映画	アラフォー離婚妻 くわえて失神	オーピー映画	平成21年7月8日
21 -21	映画	未亡人家政婦中出しの四十路	新日本映像	
21 -22	映画	異常交尾よろめく色情臭	オーピー映画	
21 -23	映画	新日本映像ニュース<未亡人家政婦 中出しの四十路>	新日本映像	
21 -24	映画	アドレナリン：ハイ・ボルテージ	ソニー・ピクチャーズ	
21 -25	映画	魔性しごかり痴女 ～熟肉のいざない～	オーピー映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 540号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年7月16日から平成21年7月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字板 谷字木之口 386番16地 先から同郡 同村同大字 同字 367番 51地先まで	旧	6.2 ～ 44.4	1869.7
				新	6.2 ～ 44.4	1869.7
					10.0～ 46.4	1193.4

宮崎県告示第 541号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年7月16日から平成21年7月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字板 谷字木之口 386番16地 先から同郡 同村同大字 同字 367番 51地先まで	平成21年7月16日

宮崎県告示第 542号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立の免許をした。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免許の年月日及び番号  
平成21年7月2日 シレイ 283-1164
- 2 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名及び住所  
宮崎県  
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 東国原英夫  
宮崎県宮崎市広島1丁目7番21号
- 3 埋立区域  
(1) 位置  
宮崎県延岡市北浦町古江字鶴山2928番5並びに北浦町古江字古江浜2501番64の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和61年11月4日付け宮崎県指令第 283- 595号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線 (D.L.+2.30mにより決定)、⑤の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線により囲まれた区域。

地 点	地 点 の 位 置
①の地点	古江港古江地区防波堤灯台 (北緯32度42分 5.2秒、東経 131度49分11.2秒) から 303度10分48秒219.96 mの地点
②の地点	①の地点から 260度09分39秒 43.20mの地点
③の地点	②の地点から 170度09分39秒 3.10mの地点
④の地点	③の地点から 260度09分39秒 1.80mの地点
⑤の地点	④の地点から 350度09分39秒 20.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から 80度09分39秒 1.80mの地点
⑦の地点	⑥の地点から 170度09分39秒 3.10mの地点
⑧の地点	⑦の地点から 80度09分39秒 43.20mの地点
⑨の地点	⑧の地点から 170度09分39秒 0.90mの地点
⑩の地点	⑨の地点から 260度09分39秒 3.10mの地点
⑪の地点	⑩の地点から 170度09分39秒 12.00mの地点
⑫の地点	⑪の地点から 80度09分39秒 3.10mの地点

(3) 面積

594.96㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県延岡市北浦町古江字鶴山2928番5の地内及び北浦町古江字鶴山2928番5並びに北浦町古江字古江浜2501番64の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

地 点	地 点 の 位 置
アの地点	古江港古江地区防波堤灯台 (北緯32度42分 5.2秒、東経 131度49分11.2秒) から 306度42分24秒161.12 mの地点
イの地点	アの地点から 260度09分39秒 106.70mの地点
ウの地点	イの地点から 350度09分39秒 80.00mの地点
エの地点	ウの地点から 80度09分39秒 106.70mの地点

(3) 面積

8,536.01㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、はまゆう農業協同組合の農地保

有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 承認年月日

平成21年6月30日

2 承認に係る農地保有合理化事業の種類

法第4条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる事業

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、社団法人尾鈴農業公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 承認年月日

平成21年6月30日

2 承認に係る農地保有合理化事業の種類

法第4条第2項第1号及び第4号に掲げる事業

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第8条第1項の規定により、尾鈴農業協同組合の農地保有合理化事業規程の廃止を平成21年6月30日付けで承認した。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、曾木土地改良区 (延岡市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	柴 田 温	延岡市北方町曾木子1206- 2
理 事	米 倉 建 男	延岡市北方町曾木子1776
理 事	佐 藤 光	延岡市北方町北久保山子3843- 2
理 事	井 上 敏 彦	延岡市北方町南久保山子4612
理 事	中 田 勇	延岡市北方町曾木子2474
理 事	甲 斐 宗 敏	延岡市北方町曾木子32- 3
監 事	甲 斐 邦 男	延岡市北方町曾木子1891- 7
監 事	亀 井 茂 利	延岡市北方町曾木子1153
監 事	甲 斐 淳 一	延岡市北方町曾木子4190

(任期：平成24年5月9日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	柴 田 温	延岡市北方町曾木子1206-2
理 事	中 田 一 敏	延岡市北方町曾木子 211
理 事	西 田 政 士	延岡市北方町うそ越子2999
理 事	柳 田 幸 男	延岡市北方町南久保山子4607
理 事	甲 斐 国 雄	延岡市北方町北久保山子3647-2
理 事	甲 斐 正 人	延岡市北方町曾木子1808-3
監 事	甲 斐 邦 男	延岡市北方町曾木子1891-7
監 事	菊 池 光 雄	延岡市北方町北久保山子3538
監 事	甲 斐 一 志	延岡市北方町曾木子1085

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、万ヶ塚地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業（担

い手支援型）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成21年7月16日から平成21年8月14日まで
- 縦覧場所  
都城市役所農村整備課内及び都城市山田総合支所産業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、高崎地区県営土地改良事業（都城市、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成21年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間  
平成21年7月16日から平成21年8月14日まで
- 縦覧場所  
都城市農村整備課内、高崎総合支所産業振興課内

## 人事委員会規則

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成21年7月16日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

### 宮崎県人事委員会規則第18号

#### 給料等の支給に関する規則等の一部を改正する等の規則

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第 1 条 給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（勤務1時間当たりの給与額の算出）	（勤務1時間当たりの給与額の算出）
第14条 [略]	第14条 [略]
2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに8時間を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては8時間に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては8時間に勤務時間等条例	2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては7時間45分に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては7時間45分に勤

第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間) とする。

勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間) とする。

(時間外勤務手当の支給割合等に関する規則の一部改正)

第 2 条 時間外勤務手当の支給割合等に関する規則 (平成 6 年宮崎県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(時間外勤務手当を支給しない期間)</p> <p>第 2 条 給与条例第 6 条の 7 第 3 項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員 (勤務時間等条例第 2 条第 7 項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員を除く。) 次に掲げる時間</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定週の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち<u>40時間</u>から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間に相当する時間</p> <p>(3) 勤務時間等条例第 2 条第 7 項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員 (任期付短時間勤務職員を除く。) 次に掲げる時間</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定週の割振り変更前の正規の勤務時間が<u>40時間</u>に満たない場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち<u>40時間</u>から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間に相当する時間</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、割振り変更前の正規の勤務時間が<u>40時間</u>に満たない特定週の属する割振り単位期間 (週休日等規則第 2 条第 1 項に規定する 4 週間ごとの期間 (週休日等規則第 2 条第 2 項の規定により週休日及び勤務時間の割振りが 4 週間に満たない期間について定められている職員にあっては、当該期間) をいう。以下同じ。) における正規の勤務時間 (割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうちア及びイに掲げる時間以外の時間並びに給与条例第 6 条の 8 の規定により休日勤務手当が支給される時間を除く。) 中に<u>40時間</u>に当該割振り単位期間に含まれる週の数を乗じて得た時間を超える時間がある場合にあっては、当該割振り単位期間における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計時間のうちア及びイの規定により算定される時間から当該超える時間を差し引いた時間に相当する時間</p>	<p>(時間外勤務手当を支給しない期間)</p> <p>第 2 条 給与条例第 6 条の 7 第 3 項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員 (勤務時間等条例第 2 条第 7 項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員を除く。) 次に掲げる時間</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定週の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち<u>38時間45分</u>から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間に相当する時間</p> <p>(3) 勤務時間等条例第 2 条第 7 項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員 (任期付短時間勤務職員を除く。) 次に掲げる時間</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定週の割振り変更前の正規の勤務時間が<u>38時間45分</u>に満たない場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち<u>38時間45分</u>から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間に相当する時間</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、割振り変更前の正規の勤務時間が<u>38時間45分</u>に満たない特定週の属する割振り単位期間 (週休日等規則第 2 条第 1 項に規定する 4 週間ごとの期間 (週休日等規則第 2 条第 2 項の規定により週休日及び勤務時間の割振りが 4 週間に満たない期間について定められている職員にあっては、当該期間) をいう。以下同じ。) における正規の勤務時間 (割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうちア及びイに掲げる時間以外の時間並びに給与条例第 6 条の 8 の規定により休日勤務手当が支給される時間を除く。) 中に<u>38時間45分</u>に当該割振り単位期間に含まれる週の数を乗じて得た時間を超える時間がある場合にあっては、当該割振り単位期間における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計時間のうちア及びイの規定により算定される時間から当該超える時間を差し引いた時間に相当する時間</p>

(職員の高齢者部分休業に関する規則の一部改正)

第 3 条 職員の高齢者部分休業に関する規則 (平成 17 年宮崎県人事委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の取扱い)</p> <p>第 3 条 高齢者部分休業条例第 4 条の勤務しなかった期間の計算については、日を月に換算する場合は 30 日をもって 1 月とし、時間を日に換算する場合は <u>8 時間</u> をもって 1 日とする。</p>	<p>(退職手当の取扱い)</p> <p>第 3 条 高齢者部分休業条例第 4 条の勤務しなかった期間の計算については、日を月に換算する場合は 30 日をもって 1 月とし、時間を日に換算する場合は <u>7 時間45分</u> をもって 1 日とする。</p>

(週 40 時間勤務制の試行のための職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の廃止)

第 4 条 週 40 時間勤務制の試行のための職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (平成 4 年宮崎県人事委員会規則第 12 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

教育委員会規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月16日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第8号

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																													
<p>(部及び専攻科)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立みなみのかぜ支援 学校</td> <td>小学部、中学部</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">高等部に置く学科</th> <th style="text-align: center;">専攻科に置く 学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立赤江まつばら支援 学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(特別支援学校が行う教育の対象者)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日南くろしお支援 学校 <u>(高等部を除く。)</u></td> <td>知的障害者</td> </tr> <tr> <td>県立日南くろしお支援 学校 <u>(高等部に限る。)</u></td> <td>知的障害者、肢体不自由者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡たいよう支援 学校</td> <td>知的障害者</td> </tr> <tr> <td>県立日向ひまわり支援 学校</td> <td>知的障害者</td> </tr> <tr> <td>県立児湯るびなす支援 学校</td> <td>病弱者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	部	[略]		県立みなみのかぜ支援 学校	小学部、中学部	[略]		学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く 学科	[略]			県立赤江まつばら支援 学校	[略]		[略]			学 校 名	対 象 者	[略]		県立日南くろしお支援 学校 <u>(高等部を除く。)</u>	知的障害者	県立日南くろしお支援 学校 <u>(高等部に限る。)</u>	知的障害者、肢体不自由者	[略]		県立延岡たいよう支援 学校	知的障害者	県立日向ひまわり支援 学校	知的障害者	県立児湯るびなす支援 学校	病弱者	[略]		<p>(部及び専攻科)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立みなみのかぜ支援 学校</td> <td>小学部、中学部、<u>高等部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">高等部に置く学科</th> <th style="text-align: center;">専攻科に置く 学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立赤江まつばら支援 学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立みなみのかぜ支援 学校</td> <td>普通科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(特別支援学校が行う教育の対象者)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日南くろしお支援 学校</td> <td>知的障害者、<u>肢体不自由者</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡たいよう支援 学校</td> <td>知的障害者、<u>肢体不自由者</u></td> </tr> <tr> <td>県立日向ひまわり支援 学校</td> <td>知的障害者、<u>肢体不自由者</u></td> </tr> <tr> <td>県立児湯るびなす支援 学校</td> <td><u>知的障害者、肢体不自由者</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	部	[略]		県立みなみのかぜ支援 学校	小学部、中学部、 <u>高等部</u>	[略]		学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く 学科	[略]			県立赤江まつばら支援 学校	[略]		県立みなみのかぜ支援 学校	普通科		[略]			学 校 名	対 象 者	[略]		県立日南くろしお支援 学校	知的障害者、 <u>肢体不自由者</u>	[略]		県立延岡たいよう支援 学校	知的障害者、 <u>肢体不自由者</u>	県立日向ひまわり支援 学校	知的障害者、 <u>肢体不自由者</u>	県立児湯るびなす支援 学校	<u>知的障害者、肢体不自由者</u>	[略]	
学 校 名	部																																																																													
[略]																																																																														
県立みなみのかぜ支援 学校	小学部、中学部																																																																													
[略]																																																																														
学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く 学科																																																																												
[略]																																																																														
県立赤江まつばら支援 学校	[略]																																																																													
[略]																																																																														
学 校 名	対 象 者																																																																													
[略]																																																																														
県立日南くろしお支援 学校 <u>(高等部を除く。)</u>	知的障害者																																																																													
県立日南くろしお支援 学校 <u>(高等部に限る。)</u>	知的障害者、肢体不自由者																																																																													
[略]																																																																														
県立延岡たいよう支援 学校	知的障害者																																																																													
県立日向ひまわり支援 学校	知的障害者																																																																													
県立児湯るびなす支援 学校	病弱者																																																																													
[略]																																																																														
学 校 名	部																																																																													
[略]																																																																														
県立みなみのかぜ支援 学校	小学部、中学部、 <u>高等部</u>																																																																													
[略]																																																																														
学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く 学科																																																																												
[略]																																																																														
県立赤江まつばら支援 学校	[略]																																																																													
県立みなみのかぜ支援 学校	普通科																																																																													
[略]																																																																														
学 校 名	対 象 者																																																																													
[略]																																																																														
県立日南くろしお支援 学校	知的障害者、 <u>肢体不自由者</u>																																																																													
[略]																																																																														
県立延岡たいよう支援 学校	知的障害者、 <u>肢体不自由者</u>																																																																													
県立日向ひまわり支援 学校	知的障害者、 <u>肢体不自由者</u>																																																																													
県立児湯るびなす支援 学校	<u>知的障害者、肢体不自由者</u>																																																																													
[略]																																																																														

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、現に県立児湯るびなす支援学校に在学し、かつ、平成22年3月31日までに入学した児童生徒については、なお従前の例による。

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成21年7月16日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1級	平成21年10月17日(金)午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

## 2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部

## 3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

## 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者
- 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受験資格認定書の交付を受けているもの

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間、時間

平成21年8月31日(月)から9月11日(金)まで(土、日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

## (3) 提出書類

- 検定申請書 1通
- 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル

ル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)

カ 1級検定受験資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

- 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

- 受検票は、当日検定会場で交付する。
- 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
- この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。
- 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--